

09 筆界位置の計測									
基準点測量等									
測地系	■世界測地系 □日本測地系 □変換パラメータ( ) □任意座標								
使用機器	■TS ■GNSS □その他( )								
観測方法	□放射 ■結合 □閉合 □交会 □単回 ■対回 □平均 □その他( )								
	□スタティック □短縮スタティック □RTK ■ネットワーク型 RTK □その他( )								
観測日	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日								
使用した基本三角点等	点名	等級・種別					標識		
	100A	街区三角点					真鍮標識		
	20B	街区多角点					丸型金属プレート		
補助基準点	点名	等級・種別					標識		
	T-1	多角点					金属鋳		
	T-2	登記補助点					丸型金属プレート		
恒久的地物	点名	等級・種別					標識		
	T1	金属鋳					河川キロポスト		
	No2	地籍多角図根点					プラスチック杭 10×10×60 cm		
基本三角点等に基づく測量ができない理由	<p>1. 基準点が設置された場所ではなく、近傍に基準点が存していない、地籍図根点は亡失していた。そこで、既設の準拠点 4 点を基に任意座標により、ネットワーク型 RTK、トータルステーションにて測量。</p> <p>2. 基準点が設置された地区ではなく、近傍に基準点が存在しないため、既設の準拠点を基に、任意座標によりトータルステーションにて、平成○○年○月○日に測量。準拠点の種別については、提出地積測量図及び別添現況写真参照。</p> <p>3. 基準点が設置された地区ではなく、近傍に基準点が存在しないため既設の準拠点(コンクリート杭)と新設した準拠点 2 点を基に、トータルステーションにて、平成○○年○月○日に測量。</p> <p>4. 基準点が設置された地区ではなく、近傍に基準点が存在しなかった。提出済測量図(16-3)記載の準拠点 2 点(P1、P2)は存したが、P1 は遠方にあつた為使用せず、P2(準拠点 A)と新たに準拠点 B を設置し任意座標によりトータルステーションにて、令和○年○月○日に測量。準拠点の種別については、提出地積測量図及び別添現況写真参照。</p>								
一筆地測量									
使用機器	■TS □GNSS □その他( )								
観測日	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日								
求積・誤差の許容限度の検証	地番	登記地積		実測面積		較差		公差	地積更正の要否
	1-1	165	40	166	80	-1	40	1.11	■要 □否
	1-2	540	00	529	13	10	87	4.56	■要 □否
	2-4	532	70	532	07	0	63	4.52	□要 ■否
	3-1	12562		差引計算		0			□要 □否